

沼津市中小企業災害対策資金利子補給の取扱いについて

この制度は令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けた中小企業への支援策として、静岡県の中小企業災害対策資金の利用者を対象に、市が2年間分の上乗せ利子補給をするものです。

小口資金、短期経営改善資金と異なり、補助金の交付は申請者本人に対して行います。

【利用対象者について】

- 沼津市内に店舗、工場または事業所を有し、6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者。

申込書、交付申請書等に記載される住所は沼津市内であること。

- 令和6年台風第10号に伴う災害により発動した静岡県中小企業災害対策資金の融資利用者であること。

【利子補給について】

- 利子補給の対象は、融資日から「2年間」に金融機関に対して返済した利子とする。

「2年間」とは 24ヶ月分 = 返済24回分 とします。

- 利子前払い、後払いに関わらず、当初からの利子返済の回数をカウントして24回目となる返済日までが対象期間です。（融資当日の前払い利子は1回目となる）
- 上記期間中に繰り上げ返済をした場合は、繰上返済日までを対象期間とする。
- 遅延利子は対象外とします。
- 市の補助金交付にあたっては、年度ごとに交付申請をしていただく必要があります。

この事業の場合、3月から翌年2月までを1年とします。そのため一部を除き3回の交付申請を行うことになります。

(例)

令和6年度：6年10月～7年2月 ➡ 5ヶ月分	計 24ヶ月分
令和7年度：7年3月～8年2月 ➡ 12ヶ月分	
令和8年度：8年3月～8年9月 ➡ 7ヶ月分	

- 利子補給金の額は、各年度中に支払った利子の1/2に相当する額として、1円未満を切り上げます。
- 上記期間に支払った利子の金額については、「元金及び利子支払証明書」（第3号様式）を使用して金融機関により証明していただいた額を根拠としますので、何卒ご協力をお願いします。
- 支払利子額は日割り計算でなく、取引明細書等に基づき実支払利子の合計とします。

【申込について】

- 静岡県中小企業災害対策資金の融資実行後に「沼津市中小企業災害対策資金利子補給申込書」（第1号様式）を「償還予定表の写し」、「保証決定の通知書の写し」と併せて市の窓口へ提出してください。これらの提出は申込時のみです。
- 申込書の提出は、本人または金融機関経由で、郵送または持ち込みによりお願いします。
- すでに静岡県中小企業災害対策資金の融資を受けている方も対象となりますので、申込されるよう周知にご協力をお願いいたします。

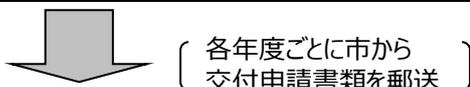
- 対象融資が複数ある場合にはそれぞれに申込が必要です。
- 市への申込期限は令和7年3月31日（月）までです。

【その他】

- 令和6年度の交付申請書類一式は、令和7年2月ごろに市から利用者あて直接郵送します。また、市ホームページからも入手できるようにいたします。

【利子補給までの流れ】

申し込み (R6年度)	静岡県中小企業災害対策資金の融資実行後に、本人または金融機関経由で申込書を市商工振興課窓口へ提出。（郵送可）	
	提出書類	(1)沼津市中小企業災害対策資金利子補給申込書（第1号様式） (2)償還予定表の写し (3)保証決定の通知書の写し
	申込期限	令和7年3月31日（月）まで



交付申請 (R6年度) (R7年度)	各年度中に返済した利子を対象に利子補給を行います。（2月末までに返済した分の利子の1/2を交付） ・交付申請書類を市商工振興課窓口へ提出。	
	提出書類	(1)沼津市中小企業災害対策資金利子補給金交付申請書（第2号様式） (2)金融機関が発行する直近の取引明細書 (3)元金及び利子支払証明書（第3号様式） (4)補助金支払請求書（第4号様式）
	提出期限	(R6年度) 令和7年3月31日（月） (R7年度) 令和8年3月31日（火）

交付申請 (R8年度)	残りの利子補給を行います。（融資当初から24回目までの返済利子のうち令和8年度に該当する分の利子の1/2を交付） ・交付申請書類を市商工振興課窓口へ提出。	
	提出書類	(1)沼津市中小企業災害対策資金利子補給金交付申請書（第2号様式） (2)金融機関が発行する直近の取引明細書 (3)元金及び利子支払証明書（第3号様式） (4)補助金支払請求書（第4号様式）
	提出期限	通知により定める日まで

【本事業に関する問い合わせ】

沼津市商工振興課 労働福祉係 TEL 055-934-4749 FAX 055-933-1412

e-mail syouko@city.numazu.shizuoka.jp